

令和 5 年 6 月 2 2 日

令和 5 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 3 号)

和 東 町 議 会

令和 5 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 3 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 5 年 6 月 2 2 日 （ 木 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 0 時 0 2 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	山	本	達	也
3 番	高	山	豊	彦	4 番	井	上	武	津 男
5 番	岡	本	正	意	6 番	岡	田	泰	正
7 番	畑		武	志	8 番	小	西		啓
1 0 番	吉	田	哲	也					

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

9 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	堀 忠 雄
副 町 長	奥 田 右
総 務 課 長	岡 田 博 之
総務課地方創生担当課長	富 田 幸 彦
地 域 力 推 進 課 長	原 田 敏 明
人 権 啓 発 課 長	中 尾 政 弘
税 住 民 課 長	吉 田 敏 江
福 祉 課 長	北 広 光
診 療 所 事 務 長	島 川 昌 代
総合施設整備課長	但 馬 宗 博
農 村 振 興 課 長	馬 場 正 実
建 設 事 業 課 長	井 上 博 丞
会計管理者兼会計課長	榎 木 由 佳

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	8 番 小 西 啓
	1 番 村 山 一 彦

議事日程（第 3 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 同意第 2 号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

日程第 3 同意第 3 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 4 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 5 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 6 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 7 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 8 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 9 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 10 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 11 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 12 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 13 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 14 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 15 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 16 号 和束町農業委員会委員の任命について

日程第 4 議案第 26 号 和束町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 27 号 令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 28 号 令和 5 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 29 号 令和 5 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 発議第 4 号 保険証廃止に反対し中止を求める意見書

- 日程第 7 発議第 5 号 少子化対策の抜本的強化、充実を求める意見書
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから令和 5 年和束町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から遅刻の届出が出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、8 番、小西 啓議員、9 番
岡田 勇議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、同意第 2 号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半
数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

同意第 2 号の提案理由を申し上げます。

和束町農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数に満たないた
め、農業委員の過半数を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関
する法律施行規則第 2 条第 1 号の規定により、議会の同意を求めたいため提案させて
いただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、同意第2号について説明させていただきます。

議案書をおめくりください。

和東町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

和東町農業委員会委員の任命につき、農業委員の過半数を認定農業者等及び準ずる者としていたいのので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。資料でございます。

事前に議長のお許しを得ておりますので、概要のみ説明させていただきます。

1. 理由

農業委員の任命にあたっては、原則として認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならないと農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定されています。しかし、農業委員会によっては、区域内の認定農業者等の数が少ないなど、原則どおりの委員構成とすることが困難な場合もあることから、ただし書きの例外が設けられています。

和東町農業委員会委員の任命同意において、認定農業者等の数が過半数を占めることが出来ませんでしたので、ただし書きの例外を適用するため農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定によって、議会の同意を得るものです。

2番以降につきましては、該当する法律を抜粋しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

第3号から同意を提案させていただきます。その中で、今現在、認定農業者数が4人となっておりますので、今回の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

若干確認をさせていただきたいと思うんですけども、今回、いわゆる認定農業者が委員の過半数を占めることを要しないということについての同意ということで提案いただいているんですけども、ちょっと参考に確認したいんですけども、現在の和束町の農家の中での認定農業者の状況というのはどういう状況にあるのか。

ここでは、いわゆるその中で認定農業者等の数が少ないなどの困難な場合ということが言われてますけども、和束町における認定農業者の状況というのを教えていただきたいというふうに思いますのと、同時に、一応そういった認定農業者が過半数を占めるという意味での町としての努力というのはどのようにされたか、答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、和束町における認定農業者の数は42名でございます。この規定の中で書いてますように、認定農業者数42名のうち今回認定農業者を推薦いただいたところが4名になりましたので、今回の同意を得るものでございます。

認定農業者につきましては、補助事業等々の関係もございまして、こちらのほうからできるだけ認定農業者になっていただいて、有利な補助事業等を取っていただくということと、町で中心的な農業経営をやっていただくという方を中心に認定をさせて

いただいております。現在、一部は高齢化も含めてですけども、４２名の方がおられるということになります。

今回の規定につきましては、委員定数の８倍を乗じます。その数が出まして、その数からしますと１１２名になります。１１２名というのが本来和束町の中における認定農業者の数としては妥当であるという数字になりますが、今回４２名ということで、その数がおられません。その上で、各区及び各種団体のほうに推薦依頼を出しましたところ、今回４名の方のみが推薦されましたので、この４名の方を認定農業者として今回農業委員に入っていただくんですけども、それ以外の方については同様にみなすということで、今回の同意案件を提案させていただいたところです。

○議長（吉田哲也君）

５番、岡本議員。

○５番（岡本正意君）

それで、いわゆるこの説明の中で、農業委員会等に関する法律施行規則の第２条に基づいて付されてるわけですけども、いわゆる過半数を下回る場合において、認定農業者でない方を任命する場合の一定の要件というのが以下にイからヌという形で挙げられておりますけども、今回、認定農業者でない方が１０名おられますけども、この方たちはこの中でおきますとどういう該当になるか教えていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

その方々については、へを見ております。「農業の振興に関する国または地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって」ということ、このあとに、「区域における中心的な役割を果たすと見込まれる」というところです。これにつきましては、あくまでも各区、団体の推薦になりますので、各区及び団体のほ

うから中心的な役割をしているが、認定農業を持っておらないという方とか、また、外から見たら農業を客観的に見られるという方がおられるということで推薦をいただいております。これはその次の同意のところで14名の同意をお願いいたしますが、この中にそういう形でおられるということでございます。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

分かりました。

それとですね、最後に、これは関連してのお話ですけども、後で提案されます今回任命される候補の方の中で女性の方は1人ということになっております。これまでも女性の方は複数任命いただくときもあったというふうに思うんですけども、今、いわゆるジェンダー平等とか、そういった中で男女の決定機関に対する比率を上げていくと、そこに参画を強めていくということが要請されているというふうに時代的にもなっていると思うんですけども、その辺の今回、町としてこの辺についての対応といたしますか、意識的な任命に当たった対応をどういうふうにされたかですね、また、そういう比率を上げるという点での努力がどのようにされたか、結果として1名ですけども、任命に至るまでのこの辺についての町としての意識であるとか、また具体的な対応についてはどのようにされたかだけ答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今のご質問ですが、実際には今年の1月から3月にかけて推薦を各区のほうにお願いしたというのが現実でございます。女性の方、男性の方関係なしに農業委員として地区の中心的な役割で今回の活動にご同意、もしくは賛同いただいて活動いただける

方ということで区・団体のほうに推薦を出しましたところ、このような形になったというのが現実でございます。

女性を何人とかいうような枠もございませんし、男性を何人という枠もございませんので、ここについては男女平等の関係も含めましてその辺の対応はしてほしいということは伝えておりましたけども、実際、今回同意をいただく女性の方につきましては専業農家になっておられるということで、そのあたりについてはほかの地区にも、また今後おられたら出てきてもらえたら町としてもありがたいということで思っております。

○議長（吉田哲也君）

ほか質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

同意第2号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第2号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、原案のとおり同意されました。

日程第3、同意第3号から同意第16号 和束町農業委員会委員の任命について、以上14件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第3号から同意第16号の提案理由を申し上げます。

和束町農業委員会委員を任命するに当たって、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めたいため提案させていただきます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

それでは、同意第3号から第16号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

事前に議長のお許しを得ておりますので、第4号以降につきましては、住所、氏名、年齢のみの朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、同意第3号をお開きください。

同意第3号

和束町農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 : 和束町大字別所

氏 名 : 岡田 勝

年 齢 : 65歳

令和5年6月22日提出

1 枚おめくりください。

同意第 4 号、和東町大字湯船、柚木雅公、6 9 歳

同意第 5 号、和東町大字別所、和田嘉昭、6 9 歳

同意第 6 号、和東町大字門前、北川 誠、5 2 歳

同意第 7 号、和東町大字白栖、渡邊光章、5 8 歳

同意第 8 号、和東町大字別所、濟藤正広、6 6 歳

同意第 9 号、和東町大字下島、谷本昌隆、6 3 歳

同意第 1 0 号、和東町大字柚田、池尻悟市、7 3 歳

同意第 1 1 号、和東町大字釜塚、辻 勝輝、6 5 歳

同意第 1 2 号、和東町大字南、喜多章浩、4 7 歳

同意第 1 3 号、和東町大字石寺、稲塚欽也、6 1 歳

同意第 1 4 号、和東町大字園、山本泰司、6 8 歳

同意第 1 5 号、和東町大字湯船、田中 徹、6 7 歳

同意第 1 6 号、和東町大字撰原、西川菜央、4 7 歳

以上 1 4 名でございます。

同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案については人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

採決は 1 件ごとに行います。

同意第 3 号 和東町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに

賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第3号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第4号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第4号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第5号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第5号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第6号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第6号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第7号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第7号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第8号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに

賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 8 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 9 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 9 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 10 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 10 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 11 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 11 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 12 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 12 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 13 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意すること

に賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 13 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 14 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 14 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 15 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 15 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 16 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 16 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第 4、議案第 26 号 和束町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 26 号 和束町税条例の一部を改正する条例につきましての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ令和５年３月３１日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、関連する和東町税条例の一部を改正する必要が生じたため、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、続きまして、私のほうから議案第２６号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第２６号

和東町税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年６月２２日提出

和東町長 堀 忠雄

１枚めくっていただきまして、和東町税条例の一部を改正する条例でございますが、先に議長のお許しをいただいておりますので、概要でのご説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表も１０ページございます。おめくりいただきまして、概要ページをお願いいたします。

和東町税条例の一部改正する条例 概要

１ 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方

税法施行規則等の一部を改正する省令等が令和５年３月３１日に公布されたことに伴うものです。

２ 改正概要

主なものでございますが、

Ⅰ 個人町民税

森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律の施行に伴う地方税法等の改正によるもので、令和６年１月１日施行の分でございます。

第３４条の９第２項、第３８条第３項関係でございます。

令和６年度から個人住民税の均等割に併せて森林環境税を徴収するための改正となります。

均等割の内訳を表にまとめております。

２行目に国税、森林環境税として令和６年度から１,０００円の徴収額になります。

次の行に個人住民税均等割の町民税分がまず令和５年度で３,５００円、内、東日本大震災からの復興に関する臨時特例措置として５００円が加算されております。こちらが令和５年度までの措置になります。ですので、令和６年度は３,０００円となります。

次の行に府民税、令和５年度で２,１００円。こちらも、内、東日本大震災からの復興に関する臨時特例措置として５００円が加算されており、令和５年度までの加算となっております。併せまして、京都府豊かな森を育てる府民税条例により６００円の加算が令和７年度まで加算とされております。つきまして、令和６年度は１,６００円となります。合計５,６００円ということで、令和５年度、令和６年度、総額は同額でございます。

続きまして、

Ⅱ 軽自動車税

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う地方税法等の改正によるもので、

令和５年７月１日施行、第８２条関係でございます。

特定小型原動機付自転車の車両区分が創設され、一定の要件を満たす電動キックボード等の車両区分となります。

税率は２,０００円として現行の原動機付自転車に同じ金額でございます。

走行時の安全性の観点から標識、いわゆるナンバープレートの小型化が図られ、現行の原動機付自転車から区分されています。

Ⅲ その他法律、政令改正により条項番号に変更やズレが生じたことに伴う整理等を行っております。

３ 改正条例の施行日として、令和５年７月１日でございます。

以上でございます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

６番、岡田議員。

○６番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから、今回新しく国税として森林環境税というものが１,０００円徴収されるということが決まっております。もともと日本は森林が国土全体の大体７割を占めてるということでございまして、この豊かな森林が持った多くの多機能なことを生かしていくということが非常に重要なことであるわけですが、しかし、林業の採算性の成果とか、所有者が不明な森林の顕著化、担い手の不足、お茶の産業もそうなんですけども、そういった中で手入れ不足の森林が非常に増えていると。

このような中で、令和元年度に市町村による森林整備等の新たな財源として森林環境譲与税の譲与が市町村が私有地の経営管理を受託する仕組みとして森林経営管理制度というものがスタートしたわけでございます。そして、令和６年度から新たに森林環境税の課税が始まるわけでございますが、各市町村では皆様から本当に貴重な財源

をいただいて活用することで整備を進めるわけですが、今、和東町におきまして、令和３年度は森林譲与税は幾らであったのかということと、それから私有地の人工林の面積を教えてください。それから、林野率が何％になっているのかということ、その３点を合わせてお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

岡田議員のほうからありましたように、森林環境譲与税につきましては平成３１年４月から法律が施行されております。森林環境譲与税の算定基準でございますが、岡田議員からもありましたように、市町村内の私有林の人工林、植林された面積でございます。また、林野率、林業就業者数、国勢調査人口に基づき配分をされておるところでございます。

平成３１年度につきましては２６７万３,０００円、令和２年度につきましては５６８万２,０００円、令和３年度でございますが、７８３万８,０００円、令和４年度、９７２万８,０００円ということで、４年間で２,５９２万１,０００円の配分をいただいているところでございます。

それと、和東町の基準になりました林野率等の関係でございますが、私有林の人工面積につきましては２,１９３ヘクタール、林野率につきましては７６．２％、林業就業者数につきましては３人、そして国勢調査人口が３,４７８人という算定になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡田議員。

○６番（岡田泰正君）

今、教えていただきましたように、毎年毎年、金額が増えておるわけでございますけれども、こういった金額をいただいております。このようなお金の使い道ですね、森林環境譲与税を活用した取組、そういったものが和束町ではどのようにされていたのか、また、これからどのようにされているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

ただいまの岡田議員の質問ですが、現時点では計画的にどこをやっていくかという状況でございます。具体的には、個人の私有地で府道・町道の脇の道路についてできるだけ手を入れたいということで、今年1回、試みとして候補地を挙げましてチャレンジをしようということを考えております。ただ、あくまでも個人の私有地ですので、その方が了解をしない限り手が出せないというのが現実でございます。その辺をじっくりと説明しながらご理解を求めてかかるということになりますので、若干時間はかかると思います。

あと、和束でいいますと、森林公園とか、それから保育園とかの遊具を木製化していくとか、そういうところにもいろいろ手を入れられたら、それも町内産の木を使えば一番いいんですけども、そういうことも含めて、今後、着実な計画をしていきたいということでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡田議員。

○6番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

私有地であるのでなかなかという答弁をいただきましたけれども、この森林環境譲与税の使い道については、市町村が逐次インターネット等について町民の方々に公表

しなきゃならないという一つの約束事があるわけですけども、こういったことがどのような形で公表されているのか、また住民の方々が森林課税についてどのようなご理解をいただいているのか、そのような周知徹底をこれからしていただきたいと思うんですけども、そういった取組についてお考えを聞かせていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

税の関係になりますので、これは税担当課長のほうが答弁する部分であると思いますので、私はそこは避けさせていただきます。

ただ、ハード面につきましては、まず、どこかでモデルをつくりたいというような考え方です。モデルをつくるとこういう具合にできるんだという形で見せた上で、それに対して皆さんのご意見を聞きながら前へ進みたいということで、本年、2反弱の土地ですけども、府道沿いで実施をしたいということで今、計画をしておりますので、それを実証事例として広げていけるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡田議員。

○6 番（岡田泰正君）

そしたら、最後に一つ質問させていただきます。

私有地の経営管理を受託するという管理者制度ができたわけですけども、現在までそういった制度は利用されて受託されたことがあるのかないのかという点をお聞かせください。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

現時点で私のほうで承知しておりません。ただ、今後はそういう形になっていく。

特に和東におられない方、それから和東におられても担い手がおられない方を中心に話をしていきたいなというように思います。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２６号 和東町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２６号 和東町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第２７号 令和５年度和東町一般会計補正予算（第２号）、議案第２８号 令和５年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第２９号 令和５年度和東町介護保険特別会計補正予算（第１号）、以上３件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２７号から議案第２９号の提案理由を申し上げます。

議案第２７号 令和５年度和東町一般会計補正予算（第２号）は、石寺景観前駐車

場整備事業及び和束運動公園管理事業等において

議案第 28 号 令和 5 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、事業勘定における国民健康保険税の還付及び会計年度任用職員の雇用等において

議案第 29 号 令和 5 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、保険事業勘定における国・府負担金等の返還金等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうより議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 27 号

令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,480 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 3,300 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 22 日提出

1 枚おめくりください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入のほうから説明をさせていただきます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

1 5 款国庫支出金、3 億 2, 6 6 6 万 2, 0 0 0 円、5 6 万 3, 0 0 0 円、3 億 2, 7 2 2 万 5, 0 0 0 円。

1 9 款繰入金、3 億 6 4 1 万円、1 7 6 万 1, 0 0 0 円、3 億 8 1 7 万 1, 0 0 0 円。

2 0 款繰越金、1, 6 3 0 万 9, 0 0 0 円、2, 1 3 7 万 8, 0 0 0 円、3, 7 6 8 万 7, 0 0 0 円。

2 1 款諸収入、3, 0 3 4 万 4, 0 0 0 円、1 0 9 万 8, 0 0 0 円、3, 1 4 4 万 2, 0 0 0 円。

2 2 款町債、1 0 億 5, 1 6 0 万円、6, 0 0 0 万円、1 1 億 1, 1 6 0 万円。

歳入合計、4 2 億 4, 8 2 0 万円、8, 4 8 0 万円、4 3 億 3, 3 0 0 万円。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

1 款議会費、5, 3 1 3 万 8, 0 0 0 円、1 4 万 6, 0 0 0 円、5, 3 2 8 万 4, 0 0 0 円。

2 款総務費、6 億 3, 3 9 7 万 9, 0 0 0 円、8 0 3 万 2, 0 0 0 円、6 億 4, 2 0 1 万 1, 0 0 0 円。

3 款民生費、1 8 億 1 7 万 3, 0 0 0 円、9 1 3 万 1, 0 0 0 円、1 8 億 9 3 0 万 4, 0 0 0 円。

5 款農林業費、1 億 2, 8 6 1 万 9, 0 0 0 円、△ 3 8 万 4, 0 0 0 円、1 億 2, 8 2 3 万 5, 0 0 0 円。

6 款商工費、5,575 万 3,000 円、6,530 万円、1 億 2,105 万 3,000 円。

7 款土木費、2 億 9,110 万 6,000 円、192 万 6,000 円、2 億 9,303 万 2,000 円。

8 款消防費、1 億 9,619 万 1,000 円、64 万 9,000 円、1 億 9,684 万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 追加

起債の目的：石寺景観前駐車場整備事業（過疎対策）、限度額：6,000 万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年 5.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

計につきましても、限度額 6,000 万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）、No. 27 に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページにつきましては総括ということで議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主な内容のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いします。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,137万8,000円。これは前年度繰越金でございます。

22款町債、1項町債、8目商工債、補正額6,000万円でございます。こちらにつきましては、過疎対策事業債（石寺景観前駐車場整備）の起債でございます。

7ページ、8ページをお願いします。

続きまして、歳出でございますが、歳出につきましても主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額277万円でございます。補正の内容につきましては、一般職人件費ということで174万7,000円を計上させていただいておりますが、4月異動に伴う人事異動の変更分でございます。

また、個人番号カード関連事業費として56万3,000円計上させていただいております。これにつきましては、マイナポイントの支援事業の関係でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

同款、同項、4目活性化対策費、補正額410万1,000円。こちらにつきましては、活性化対策事業費ということで160万円を、また和束運動公園管理事業費として250万1,000円を計上させていただいております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額926万2,000円。こちらにつきましても一般職員人件費で741万3,000円、4月人事異動に伴うものでございます。また、総合保健福祉施設整備事業で184万9,000円、工事請負費で174万9,000円を計上させていただいております。

13ページまで飛びますが、13ページ、14ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、2目観光費で補正額が6,530万円でございます。こちらにつきましては、石寺景観前駐車場整備事業ということで6,500万円を計上させていただいております。内訳といたしまして、委託料、工事施工監理業務委託料500万円、また工事請負費で6,000万円を計上させていただいているところで

ございます。

15 ページ以降につきましては給与費明細をつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

なお、特別会計につきましては、各担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうからは、議案第28号についてのご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第28号

令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,810万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,435万円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月22日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款繰越金、1,000 円、180 万円、180 万1,000 円。

歳入合計、6 億2,630 万円、180 万円、6 億2,810 万円でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

6 款保健事業費、1,200 万6,000 円、125 万3,000 円、1,325 万9,000 円。

9 款諸支出金、41 万1,000 円、54 万7,000 円、95 万8,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（事業勘定）、資料No.28により説明を続けさせていただきます。

なお、1 ページから4 ページの総括は議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額180 万円、こちらは前年度繰越金でございます。

1 ページおめくりいただきまして、続いて歳出でございます。こちらは主なもののご説明とさせていただきます。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費、補正額が125 万3,000 円。保健事業諸経費として同額でございます。主に報酬の会計年度任用職員分として96 万9,000 円、こちらは人間ドックと保健事業に従事する職員分でございます。

次に、9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険税還付金、補正額が54 万7,000 円。内訳といたしまして償還金54 万2,000 円及び還付加算金5,

０００円となっております。

また、９ページ以降に給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上、国民健康保険特別会計（事業勘定）の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○診療所事務長（島川昌代君）

続きまして、私のほうからは、議案第２８号 令和５年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては先ほど税住民課長から説明がありましたので、私からは、第１表 歳入歳出予算補正からご説明申し上げます。

第１表をお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

１款診療収入、５，４５５万６，０００円、３２万１，０００円、５，４８７万７，０００円。

５款支払基金交付金、０円、４２万９，０００円、４２万９，０００円。

歳入合計、９，３６０万円、７５万円、９，４３５万円。

次ページをよろしくお願いいたします。

歳出でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、6,814 万 9,000 円、42 万 7,000 円、6,857 万 6,000 円。

2 款医業費、2,509 万 1,000 円、32 万 3,000 円、2,541 万 4,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書により説明させていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（直営診療施設勘定）No. 28 をお願いいたします。

1 ページから 4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

歳入でございます。

1 款診療収入、2 項外来収入、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、補正額 28 万 9,000 円、現年度分で、こちらは在宅酸素の使用者分の診療収入となっております。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療提供体制設備整備交付金、補正額が 42 万 9,000 円。こちらのほうはオンライン資格確認システム整備交付金の過年度分でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額 42 万 7,000 円。こちらは人事異動に伴う人件費の補正でございます。

2 款医業費、1 項医業費、2 目医療用消耗器材費、32 万 3,000 円、13 節使用料及び賃借料で、こちらのほうは在宅酸素の使用賃借料となっております。

9 ページ以降に給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

以上、令和５年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療施設勘定）の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第２９号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第２９号

令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８７０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億２，０８０万円とする。

２ 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和５年６月２２日提出

和束町長 堀 忠雄

１枚おめくりください。

第１表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

９款繰越金、１，０００円、１，８７０万円、１，８７０万１，０００円。

歳入合計、7億210万円、1,870万円、7億2,080万円。

1枚おめくりください。

歳出でございます。

こちらにも同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

7款諸支出金、72万円、1,870万円、1,942万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和5年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）（保険事業勘定）、資料No.29をよろしくお願いいたします。

1ページから4ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5ページから説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,870万円、1節前年度繰越金でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額1,870万円、22節償還金利子及び割引料で1,870万円、これにつきましては、国・府の返還金ということでございます。

以上、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時40分まで休憩いたします。

休憩（午前10時29分～午前10時40分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議案27号について、総務課長から改めて説明の申出がありましたので、許可します。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第27号でございますが、第27号の第2条関係でございます。地方債の補正ということで第2表、議員の皆様のお手元にお配りをさせていただいております。石寺景観前駐車場整備事業、限度額6,000万円、計6,000万円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（馬場正実君）

すみません、私のほうからも1点、先ほどの委員の説明のところで議案の中に答申書をつけさせていただいております。先ほどお目通しくださいということで省略してしまいました。申し訳ございません。答申書がついておりますので、ご確認のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

一般会計の7ページ、8ページからお願いしたいと思います。

この中に個人番号カード関連事業費56万3,000円が計上されておりますけども、このことについてどういう事業になるのか説明いただきたいのと、それからご存じのように、この間、マイナンバーカードの運用を巡りましては連日不具合といえますかトラブルが続出してですね、単なるケアレスミスということではなくて、やっぱりこの仕組み、システム自身への信頼の失墜であるとか、また構造的な欠陥ですね、そういったものも含めて大変不安が広がってきているというふうに思います。

それで、先日の総理の会見の中でもこのことについて触れられて、いわゆる秋に向けて総点検するということが言われたわけですが、そこでちょっとお聞きしておきたいのは、この間いろいろとひもづけの関係とかでトラブルがあった中で、和束町としてこの間の点検というのはどうであったのか、その辺の状況について伺いたいのと、今後、国が総点検するというふうに言っている中で、今後どのような町としての対応というのが考えられるのか、その辺も含めて答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回補正予算で挙げさせていただいている個人番号カード関連事業費でございますが、こちらにつきましては先ほど岡本議員からありましたように、マイナンバーカードを作られた住民の方がひもづけ作業、保険証、また個人口座のひもづけをする作業、併せまして、今回、マイナポイントということで国のほうからポイントが交付されます。その事業につきましては昨年から総務課のほうで対応させていただきました。

実際のところ、住民課のほうで確認しました交付枚数でございますが、和束町全体で2,625枚、このうち総務課のほうでお手伝いをさせていただいたのが、5月までの実績になりますが、643人でございます。約25%の方につきましては総務課のほうでひもづけ作業、またポイントの申請作業を手伝っていたところでございます。

今回の補正予算では、今回9月末でこのマイナポイントの制度が終了するというところで、相当駆け込みの申請が見込まれることから、7月、8月、9月の第2土曜、第4土曜につきましては、午前中になりますが、お手伝いをさせていただくという計画でございます。

また、マイナポイントの申請作業、ひもづけ作業につきましては、本人に必ず確認をしていただいて、職員が補助という形でつかせていただいております。保険証のひ

もづけにつきましては本人の部分がちゃんとできてるか、また口座につきましても本人口座が登録されているか1人1人確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

ひもづけ状況等の確認作業でございますが、当町の住民基本台帳システム等マイナンバーそのものの番号の管理につきましては、ニュートライエックスというシステムでの管理になりますが、こちらのシステムがクラウドシステムということで、データセンターのほうでシステム等のサーバー等も管理をしております。つきましては、ベンダーのほうに構造的に欠陥等、また、ひもづけの誤り等につながるような仕組みがないかどうかという確認は、6月の前半のあたりで確認作業を取っていただいております。そういったことにつながるようなシステム構成はないということでの回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

本町の中でそういったトラブルというのは確認されてないこと自身は幸いなことだというふうには思うわけですが、ただ、和東町だけいいというわけにはいかないという状況もございます。

先日、保険証の廃止の問題について一般質問をさせていただきましたけども、町長の答弁では、全体として大変危機感のない答弁をされておりましたが、その一般質問の後の過日の世論調査で、「保険証廃止反対」というのが72%に上りまして、また

先日、保険団体連合会が発表した調査では、資格確認ができずに医療費10割請求というのが少なくとも1,291件もあったと、65%の医療機関で何らかのトラブルがあったというふうに報告をされております。

府内の保険協会の調査でも、京都府内194施設でトラブルが報告をされているというような報道がありました。

また、これは保険証問題だけではなくて年金とか障害者手帳、交付金口座、同姓同名へのカード交付など、トラブルというのは大変多岐にわたってしまっていて、混乱が拡大しているという状況があります。ですから、このような中で、やはり今、町としてすべきことというのは、今、言われた9月のポイントの終了に向けてひもづけ作業を補助していくということそのものは、そういう希望をされる方がおられる以上は必要なことかもしれませんけれども、今のトラブルが関係なく、そういうことをただ単に粛々とやるということが自治体の仕事ではないというふうに私は思うんですね。

町長にちょっとお聞きしておきたいんですけど、今、言いましたように、事態は大変深刻な状況になっているというふうに思うんですね。昨日の総理の記者会見でも、総点検はするとは言われたけど、いわゆる運用自身は止めない、保険証の廃止自身も不安を払拭してとは言われたけど、来年秋という部分については撤回はされてないという意味では何も変わってないと。ただ、単に点検しますというだけの話で、何も対応は変わっていないというふうに思うんですね。

トラブルがこれだけ続出して、いつ本町においてもそういう事案が起こるかも分からないと。いわゆる故障をしているのは分かっているのに使い続けるのと同じことで、これほど無責任な話はないというふうに思うんです。そういう点では、最低でも一旦立ち止まって運用自身は停止して、その上で総点検を行って問題を洗い出していくと。

やはり保険証は命に関わることですから、この前も言いましたが、住民の皆さんの命や健康を預かっておられるその責任者として、これだけ大きな問題が起こっている中ですから、あらゆるルートを通じて、今、言ったように運用の停止、最低限、保

陰証の廃止は中止するという事ぐらひは町長としても、また今、町長は幸いにも町村会の役員をされてますよね。副会長でしたっけ、されていたと思うんですけども、前に表彰のときにそういうふうで紹介されてましたから。いずれにしてもそういうお立場におられますから、最低でもそういった要請は私はしていただきたいなと思っておるんですけども、その辺、町長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、答弁をさせていただきます。

まず、最初に、今もありますように、前座としては、これだけいろいろ新聞紙上で報道されているわけですから、これは重大なことだと受け止めております。これは私は大事だと思います。

ただ、それによって、これから和束町としての事務ですか、これもご案内のとおり、行政法に基づいて処理をしているわけですから、そういった中での処理はやっていかなきゃならない。これは先ほど岡本議員も言われておりますように、課長からそれぞれ答弁いたしました。間違いのないように、これからも最善を尽くしてやっていきたいと、こういうことでありますので、私もこの内容については十分間違いのないようにしていきたいと、このように努めてまいりたいと思います。

3点目ではありますが、こういったことを国に対しても要望ということも大事です。我々はいろんな組織を持っておりますが、組織の中でお互いに問題点を共有し、そしてそれが共有できるものであれば、国・府に対して、今までからもいろいろ要望、また意見等を挙げさせていただいておるわけでございます。こういったことも組織の中でもこれから共有されるだろうと思いますので、そういう中に基づいてやるべきときにはやると、こういうことが大事だと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

今やるべきときだと思います。

町長は、やるべきときにはやるといつのことを言っておられるのか知りませんが、要は、先ほど地域の医療を支えておられるお医者さんの団体の方は、保険証の廃止はやめてほしいと言ってるんですね。最低でもこの運用を停止してほしいということを現場の声として言われているわけです。

実際、間違ってるわけですから、10割負担というのが少なくとも1,000件超えてるといいますよ。これは被保険者の方にとしてみたら医療権の侵害に当たりますよね。

前にも言いましたが、お金の問題だけでなく、もし他人の情報によって投薬であるとか、また治療云々ということがもし行われた場合というのは命に関わる問題だと言われているんですね。ですから、やはりこれ以上こういった状況を生まないためにも、まずは運用を停止すると。保険証の廃止ということは、やはり中止していくというのは、保険者として最低限、今すぐ要請なりしていただくというのが私は必要だというふうに思うんですね。そこはやるときはやると言われたけど、それは今ですから。今すぐやっていただく必要があると思いますので、その辺、町長のお考えを最後にもう一回聞いておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それとですね、石寺の景観前駐車場のことについて伺いたいんですけども、この工事というのは、いわゆるこれで予算をつけた場合に、今後いつから工事が始まる予定で、いつ完成して、いつから供用開始できるというような段取りで考えておられるのか、その辺、説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

やるときはやるということですが、やるときというんですか、先ほど時期と聞かれましたが、岡本議員は、今やるときである。私も真摯に受け止めながら、そういったことを参考にしながら、さっきも申しあげましたように、組織で共有して、しかるべきだという判断は各町村会という組織がありますので、共有した中で行動すると、こういうことであるので、みんなと話し合いは十分していくと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

石寺景観前駐車場の供用開始の時期でございますが、計画的には、この補正予算をご承認いただけましたら直ちに入札の準備を開始させていただいて、7月中には入札を終えるというところで、8月から3月31日までには第1工期といたしまして、盛り土の路盤まで完成をさすというところでございます。

第2工期といたしまして翌年度でございますが、トイレの建築と舗装工事の完成と、また附帯工事をさせていただくということでございますが、翌年度につきましてはゴールデンウィークは観光来訪者が大変多くお見えになるということでございますので、その期間は、今、造成させていただいた分を駐車場として使わさせていただきまして、6月以降にトイレ等の建築を開始させていただいて、翌年の1月から供用開始できたというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

町長、遅きに失しないように、こういった問題というのは今が大事ですから、ぜひ、そこは緊張感を持ってやっていただきたいというふうに思うんです。

今、石寺の駐車場の工期について説明があったわけですが、今の話でいきますと、令和6年にまたぐという点でいいますと1年以上かかるということだというふうに思います。ですから、正式な供用開始というのはまだ先の話になるということだと思いうんですけれども、先ほど来年の繁忙期、ゴールデンウィークあたりのところでは観光の方が多く来られるということで、その整地したところを駐車場として使いたいという話もありましたけれども、それ以外のときですね、一応そのときだけはたくさん来られるという状況もあるかもしれませんけれども、年間を通じてお店も営業されていたりとか、また、その時期以外でも来られているというふうなことはあると思います。それ以外の時期、工事に入るということは使えないということかもしれないんですけれども、その間というのは駐車場自身がなくなるとなってくると、繁忙期に比べたら少ないかもしれないけれども、やはりそれなりに入ってきてはるといったときに、車が止めるところがなかったら、今までの駐車場ができる前と同じように路上駐車になってしまうということは十分考えられるというふうに思うんですけれども、その辺をどう対応されるのかということをお聞きしたい。

もう一つは、今の問題としてですね、大体、石寺橋から渡って坂を上がってこられる方が多いと思うんですけれども、茶畑景観が見える手前のところで急なS字カーブがあるというふうに思います。こういった感じでですね、カーブミラーがあって、茶畑が見えてきてというのがありますね。逆の方向もこういう形で降りていったときにすごいカーブになるということがあると思うんですけれども、住民の方から状況について情報をいただいて、こういうふうに言っておられるんですね。自動車もそうだけでも、自転車飛ばして降りてくるというようなことであるとか、また車自身は道の真ん中を走ってくるとか、それから、歩いている人も写真を撮ってる人も景観のほうを見ていると。だから、車としては、すごく注意が散漫になっていて怖いということが言わ

れています。

慣れている人はカーブミラーは見られてるけど、下から来たときに景観が開けるので、どうしてもみんなそっちに目が行ってしまうということで、よそ見している人が多いということで、大変怖いということが話として伺ったりしております。そういう点で、この方も言うておられますけども、今も含めてですよ、最低でもS字カーブのあたりも含めて、分かりやすい注意喚起ですね、事故のないように。これから駐車場ができるとなれば余計に車両も増えることも考えられますから、そういったことは事前にちゃんとやっておく必要があると思うんですけども、その辺も含めて対策をどうされるかお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えいたします。

工期内の駐車場をどうするという対応でございますが、こちらにつきましても、工事期間中は今、仮設駐車場を運営させていただいておりますけども、本格工事になりますと、そこへの駐車はできないということになりますので、これまでどおり推進させていただいておりますグリーンティ和東の駐車場等を利用させていただきまして、公共交通を使っただきまして、奈良交通バスをご利用の方にグリーンスローモビリティの周遊観光ということもございますので、そちらのほうを啓発推進させていただきたいというふうに考えているところでございます。

二つ目の住民の方とのトラブルがあるということでございますが、これまで私どもにつきましては、注意看板等を設置はさせていただいているところでございます。また、来訪者のマナー向上につきましてもホームページ等で掲載しているところでございますが、路面標識等ですね、注意喚起ということは考えられますので、そちらにつきましましては道路管理者のほうと調整させていただきながら対策のほうを講じてまいり

たいというふうに考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員の質問は20分を超えました。

ほか、質疑ございませんか。

1番、村山議員。

○1番（村山一彦君）

それでは、私のほうも石寺景観前駐車場でお聞きしたいんですけど、前にお聞きしたときにバスが2台止められるスペースを取ってあると聞いたんですが、それは事実ですか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

完成図面にはマイクロバス2台駐車できるように整備させていただく予定でございます。

○議長（吉田哲也君）

1番、村山議員。

○1番（村山一彦君）

マイクロバスですね、よかったです、あそこ観光バスだったら橋が落ちるんじゃないかなと思ってましたので。

それとですね、駐車料金というものは取られるんですか。その辺はどうですか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

駐車料金の徴収につきましては、一応、管理のほうを石寺区及び石寺区が立ち上げ

られました地縁団体のほうにお願いしたいということで、今、水面下のほうではお話は少しさせていただいているところでございます。

町営の駐車場ということでございますので、料金を徴収する場合には、また一定の設置条例とか整備する必要もございますが、今の考えでは一応そちらのほうに委託をさせていただきまして、保全協力金ということで1台幾らかの利用料金を徴収させていただく予定で、今、話を進めさせていただけたらなというふうに思っているところでございます。

○1番（村山一彦君）

ありがとうございます。

最後ですけど、石寺橋から上っていきますと景観前、広いことはないですね。そのところをマイクロバス等が上がっていったら退避場というものが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

石寺橋を上がりまして、先ほど岡本議員からの指摘がありますS字カーブの手前はですね、一応、マイクロバスでしたら離合できるような道幅がございますので、そこを退避場といいますか、離合できますので、安全に通行いただけたら問題ではないと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

もう少しお願いしたいと思います。

先ほどの石寺の関係でいいますと、駐車場が開けない時期というのはグリーンティ和束の駐車場に回ってもらって、そこから何らかの形で行ってもらおうというような話を

されましたけど、実際、それを機能させるには一定の意識的な誘導がないとなかなか難しいと思うんですね。もちろん、一定お店に一定数の駐車場を確保されてますけども、お店に行かれない方もおられます。そうすると、景観だけ見たいという方については、どうしてもそこに止めて見てしまうというのは観光客の心理としては強いと思うんですね。そういう意味では、今さっき言われたようなことというのは実効性がないというふうに思うんです。

やはりそういう時期ができてしまうと、今までも一定の知名度も上がってきてますから、多くの方が車でそこに訪れるという状況も出てきますので、一定、一般的にこうしたいというだけじゃなくて、そうされるのであれば、あそこにできるだけ路上駐車が生まれて交通安全上の危険がないようにしていく手だてをね、使えないのであれば町の責任として一定地元とも協議していただいて対応を決めていく必要が私はあるんじゃないかというふうに思うんですよね。その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、確かにそうかも分かりませんが、今、言われたことを解消するために駐車場というのを整備していくというところでございます。

○議長（吉田哲也君）

5 番、岡本議員。

○5 番（岡本正意君）

それは答えになってないと思います。もちろんそうですよ。だから、今、仮でも造ったわけでしょう。それによって、さっき情報をいただいた方も、そういう路上駐車は少なくなったということは言っておられます。だけど、それが一定期間であったとしても、使えなくなったら、また同じことになることは明らかですよ。それを解消

するために駐車場を造ってるんだって言われてしまったらそれまでだけでも、でも、観光客を受け入れるんだったら、その間は来ないでくださいというわけにいかないわけでしょう。

先ほどグリーンティ和東のほうに回ってくださいというふうに言われたんだったら、口だけじゃなくて本当にそっちに回ってもらうための手だてというのは具体的にしないと、そこで交通事故が起こるとか何らかのトラブルが起こったときに、町としてどう責任を取るのかとか、対応するのかというふうにもなりますから、それを分かっているで放置したとなりますから、そこをもう一度ちゃんと具体的にどう対応するのかということを答弁いただきたいなというふうに思います。

それと別の問題に行きますけども、今回の補正予算を全体として見たときに、個々の問題というか、個々のやられようとしていることそのものは特別何か問題があるというわけではないと思っているんですけど、ただ、前、一般質問でも言いましたが、物価高騰の状況が本当に日々深刻になっていると。月をまたぐたびにいろんなものが値上がりしていくという状況の中で、この6月の定例会の補正予算としてそういう状況に対応するという意味では、全くされてないというのは町長はどういうおつもりなのかということなんですね。

やはり5月の臨時会で国の交付金を使って一定事業化されましたよ。だけど、それは国の交付金は使わないといけないですからね、それはそれでやられたことはありますけども、それだけでオーケーというわけではないわけですよ。もう少し町としても独自の財源があるわけですから、途切れなくそういう支援をやっていくということが大変大事だと思うんです。しかし、実際は何もないというのは、町長はどういう方針でこの補正予算を組まれたのか、その辺の状況というのは一切頭になかったのか、それとも検討したけど具体化できなかったのか、その辺、説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

今の現状でございますが、今、石寺景観前のことに特化しておっしゃっていただいているわけでございますけども、やはりこれは今お茶景観が観光手段ということでPRさせていただいているというところでございますので、今後はパーク・アンド・ライド的なものを周知させていただきたいということも考えてございます。

一般にパークといいましたら、一元化して、ライドの部分についてグリーンティ和東から、グリーンスローモビリティとかサイクリング、または将来的には周遊バス等を走らせていただくというようなことも検討していかなければならないところは考えているところでございます。

また、石寺景観駐車場工事中期間につきましては、ホームページ等で使用できない旨の周知等をさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今回の場合は議員の改選時期でもありました。そして、そのことによって早くから臨時議会も開かれました。そういう意味で、こういうふうなものは普通だったら6月定例会になろうかと思いますが、可能なまとまったものについては臨時議会で挙げさせていただきました。今後、必要性があれば提案ということになろうと思いますが、今回、和東町の場合は、臨時議会が開かれたと。これを利用させていただいたと、こういうことでご理解をお願いします。

○議長（吉田哲也君）

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

駐車場の件は駐車場ができてからでも、さっき言われたパーク・アンド・ライド方

式というのは、それはそれでやる必要があると思うんですよね、キャパははっきりしたわけですからね。ただ、今、言っているのは、工事中も変わりなく受け入れをするということですから、そういう点では、そこについての具体的な対応が要ると思いますので、安全対策をちゃんと徹底するという意味でも、そこはもう少し検討いただきたいと思いますし、先ほどS字カーブでのもう少し分かりやすい看板とか標識とか注意喚起というのは、今ありますよね。確か何か貼ってありますよね。だけど、あれでは分かりにくいです。ですから、もう少しはっきり分かるものというものも含めて何か検討いただきたいというふうに思います。

それで、町長、今、言われましたけど、私らの改選があったからという話がありましたけども、当初予算自身でも基本的に何もなかったわけです。5月にたまたまそういう臨時会があったから具体化された面はありますけども、やはりそれでよしということでは全然ないということなんです。

確認しておきたいんですけども、一般質問でも言いましたけど、水道の基本料金の免除というのは今回3月までやっていただいていたけど、今年度はできてないと。この前、コアの問題じゃなくしてみたいな話をされていたけども、もう少しちゃんと聞きたいんですけど、去年は9か月間もできたことというのが今年全くできないという理由ですよね。いわゆる仮に減免を実施した場合に何か財政上の都合というかね、悪いことが起こるのかですよね。

国の交付金はないにしても財源としては私はあると思うんですよ。これをやる程度の財源であれば十分、町としても対応できますから、財源面はあまり問題ないと思うんですけども、要は、それをやった場合に、国との関係も含めてですね、去年と比べて何か不都合が起こることがあるのか、だからやらないのか、それともそんな関係ないけど、そもそもやる気がないからやらないのか、その辺、町長、もう少し分かりやすく説明いただけますか。

今年度は昨年よりも住民の生活は大変ですよ。水道料金にしても去年よりも負担感

は高いですよ。そういう中でいえば、前のときに小西議員も言われてましたが、物すごく上がっているということで皆さん大変驚いておられます。そういう中で、せめて基本料金ぐらいは今年こそやっていたかないかんことだと思うんですよね。その辺なぜできないのか、もう少し分かりやすく説明いただけますか。どうですか。

○議長（吉田哲也君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

先ほど地域力推進課長の駐車場の件についてご質問されておりますが、若干補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、工事中における駐車場の確保ということでご質問をいただいているわけなんですけども、これは決まりましたら工事期間中に基本的に休みを抜いて行いますので、休み期間中が基本的に景観の観光に来られるということですので、休み期間中については工事はストップしますので、工事業者と打合せをしまして、あそこは3,000平米ほどの用地を確保しましたので、その期間中に駐車場として臨時的に使わせていただくということで調整できないかということはやらせていただきたいと思います。

また、工事の契約の中に工事に係る臨時のストックヤードがどうしても工事業者が必要な場合はうちのほうで調整をかけるという契約を結びますので、そこら辺でどうしても別の敷地が必要だとなりましたら、そこら辺は地権者の関係もございますけれども、そういったことも含めて調整をかけてまいりますので、そこら辺はご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほど道路のカーブの話をされておりましたけれども、これは私が建設課のときに西和東木津線の拡幅をしております。基本的に、あの道路につきましては5メートル道路で計画をしておりますので、一般車両、マイクロバスでも基本的に離合できるという幅を持っております。

それと、やっぱり車にしたかて自転車にしたかて道路法が改正されまして、自転車

についても道路法の対象になってきますので、自転車もマナーをきちっと守っていただくということでセンターラインは引いておりませんが、そこら辺はドライバーのマナーということでよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほどの水道料金のことではありますが、前にも答弁をさせていただきましたが、一つ一つの中で減免というより、ご案内のとおり、今回は物価高騰対策、そして1人1人にどれだけ対策を講じるか、今回はその方法を取らせていただいております、ということでもあります。

灯油もあつたり、水道もあつたり、また、ほかにもそれぞれ物価高があるだろうと思います。そういう対策をどう取っていくか。そして、住民に対してどう対応していくか、ここの観点で処理させていただいたと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

議員の皆さんにお願いいたします。

定例会に提案されている議案は補正予算でございますので、補正予算に関する質疑をしていただきますようよろしくお願いいたします。

3番、高山議員。

○3番（高山豊彦君）

先ほど石寺景観前駐車場の整備工事に関していろいろ議員のほうからもございました。また、答弁のほうもいただいているんですが、地元区との調整を予定されているということも聞いております。その中でもいろいろと地元からのご意見等もあるかと思うんですが、先ほど出ておりました景観前駐車場手前のS字カーブであるとか、また、その上のほうのS字カーブであるとか、こういったことにつきましては、これま

でも地元から、その自転車の通行、またカーブでの駐車問題等、これについては私もこれまで議会の中でもお願いもしてきたところでございます。以前にも申し上げましたが、小さい看板ではなくて目につくように路面標示をしっかりとやっていただく、こういう形で検討もいただけたらなというふうに思ってます。

それとですね、先日も他の議員の一般質問の中でパーク・アンド・ライドということで、宇治木屋線の開通に伴ってそういうことも考えていきたいというお話もございました。宇治方面から来られる方については、やっぱりパーク・アンド・ライドということで、カフェの駐車場を活用して、そこから和束中を観光していただくというのが有効かと思うんですが、今現在の中で西方面から163号線のほうから来られる方につきましては、やはりわざわざカフェの駐車場に来るよりも直接石寺の茶畑景観のほうに行かれるという流れがありますから、この中でパーク・アンド・ライドというものの計画というのはなかなか難しい問題があるんだろうなというふうに思います。

そういう意味でも、今、副町長のほうからございましたが、工事期間中も工事区間のすみ分けをしていただく中で、仮設の駐車場も設置をしていただいて、なるべく来られる方が安心して止められる場所というのも確保していただきたいというふうに思いますし、また、そのことによって住民の皆さんの交通安全にもつながっていくというふうに思いますので、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

先ほど副町長より答弁がありましたように、そちらの仮設駐車場につきましては、落札業者、また内部協議をさせていただきまして、今後調整を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、注意看板にいたしましては、道路管理者とも協議させていただいて、注意的

看板を設置させていただくのが一番いいんですけども、景観のことも配慮した中で、有効的に分かるような看板の設置のほうを考えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

3番、高山議員。

○3番（高山豊彦君）

そこはぜひ工事業者の方と調整をしていただいて仮設をつくっていただくようにお願いしたいと思います。

シーズン外でも、今現在、仮設駐車場をつくっていただけてますが、2台、3台という形で駐車場を活用されておられますので、そういった車両は必ず来るというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと駐車禁止なり、また走行注意等の看板等につきましては、以前から景観の関係でというお話で答弁がございました。また、路面標示につきましても道路管理者と調整しますという答弁を前々からいただいているんですが、なかなか前に進んでいないのが現状でございますので、ぜひ、そこはしっかりと調整をしていただいて、やはり看板というのは景観に影響するかと思うんですが、路面標示というのはそんなに影響しないかと思いますので、それについてしっかりとまた調整をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、岡本議員。

○ 5 番（岡本正意君）

反対です。

日本共産党の岡本正意です。私は、議案第 27 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 号）について反対討論を行います。

私が本補正予算に反対する理由は先ほども申しましたが、日々深刻さを増している物価高騰から住民の暮らし、生業を守り、支えるための予算が全く計上されていないことに尽きます。5 月の臨時議会では商品券や燃油券など国の交付金による支援が計上されたとはいえ、毎月のように様々なものが値上がりし、今後もその波が収まる気配もない中、十分とは到底言えません。途切れのない何らかの支援を毎議会で具体化していくことが今は本当に不可欠な事態です。特に、3 月末で打ち切られた水道基本料金の免除を直ちに再開され、大幅値上げの影響を引き続き抑制する取組を最低限すべきであり、できるはずであります。

昨年の値上げ時よりも暮らしや生業の現状ははるかに厳しい状況であり、今年こそ必要とされる措置です。再度検討され、免除を実施することを強く求めたいと思います。ほかにも下水道の基本料金や汲み取り料金の減免、子育て施策の新たな軽減や介護負担の一時的な減免など、やれることは多くあり、その程度のことを行うための財源もあると考えます。国の財源でしか対応しないのではなく、こういう時のためにこそ基金の一部を活用すべきです。

5 月の臨時会で繰越金を独自施策の上乗せに充てられたことは評価できますが、それならば、令和 4 年度決算見込みで、国保で約 3,400 万円、介護保険で約 2,400 万円の黒字を計上される見込みであり、今後それらを生かした支援も直ちに具体化していただきたいと考えます。いずれにしても、9 月定例会待ちにせずに、臨時会での対応も含め真剣に検討いただきたいと思います。

今回の補正予算の多くを占めている石寺景観前駐車場整備関連については、今後、約 1 億円の総経費の規模の大きさに対しては今後も一定の精査は必要ではありますが、

地元区の要望やこれまでの協議の経過もあり、また、現状の観光客の受入状況を踏まえますと、安全対策上も必要なものと考えております。ただ、地元区だけでなく町民全体への丁寧な説明は強く求めておきたいと思います。

同時に議論もありましたけれども、工事開始から完成まで1年以上かかり、その間の仮の駐車場が確保できない時期も生まれる可能性もあることは、やはり大きな問題です。一定の答弁をいただきましたけれども、仮に駐車場を確保しないまま観光客を受け入れれば地域の安全が前にも増して脅かされる可能性もあることから、地元との協議も含め安全確保に万全を期されることを要望をしておきまして、反対討論いたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論はございませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第27号 令和5年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第27号 令和5年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第28号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和5年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案の

とおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第29号 令和5年度和東町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、11時35分まで休憩します。

休憩（午前11時30分～午前11時35分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、発議第4号 保険証廃止に反対し中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本議員。

○5番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第4号 保険証廃止に反対し中止を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

健康保険証は誰もがいつでもどこでも安心して医療を受けられる権利の証であり、国民皆保険を支え、命と健康を守るためになくてはならないものです。まさに命の綱である保険証をそもそも任意であるマイナンバーカードの取得を無理やり進めるために廃止することは国民皆保険を崩壊させ、国民の命と健康を危険にさらすものであります。

実際、この間、紙の保険証であれば起こり得ないトラブルが相次ぎ、命の危険につながりかねない事態も発生しています。そもそも紙の保険証を廃止するメリットは何もなく、医療機関はもとより国民の大多数は望んでおりません。保険証廃止の法律が成立した後もトラブルは止まらず、国民の不安や怒りは広がっている中、その声を政

府に対し届けることは住民の代表機関である議会として重要であると考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第4号

保険証廃止に反対し中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和5年6月22日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

保険証廃止に反対し中止を求める意見書

来年秋に現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードに統合する法律が成立しましたが、この間、次々と明らかになったトラブルや問題は、カードへの信頼はもとよりマイナンバー制度そのものの信頼を失墜し、構造的な欠陥を浮き彫りにしたものであり、このまま廃止を強行すれば混乱必至となることは火を見るよりも明らかなです。

健康保険証と一体化したマイナカードに別人の情報が登録されていた誤りは、医療事故を起こしかねない危険なトラブルです。この間のケースでは、投薬情報も別人の内容が表示されており、他人の医療情報に基づいて誤った診断や薬の処方が行われれば、健康被害だけでなく最悪は命に関わります。河野デジタル相も「健康被害が及べば深刻なトラブル」と国会で認めており、命を優先するのであれば廃止は中止すべきです。

誤登録や他人情報の紐づけの問題だけではありません。病気や障害で申請手続きが困難な人が続出していることや、特別養護老人ホーム等の施設では、入居者のカード保管や暗証番号の管理責任を負わされることへの懸念や不安の声が上がっています。また、既にシステムを導入した医療機関でも故障も含めトラブルが相次いでおり、地域

の医療機関の多くが廃止中止を求めています。

何より問題は、保険資格があるのに医療が受けられない、無保険状態になる危険性があることです。政府はカードを持たない人には「資格確認書」を発行するとしていますが、これまでのように行政が交付するのでなく申請が必要で有効期限もあります。申請がなければ保険税を払っていても無保険となり、国民皆保険制度を掘り崩す重大事態であり、許されません。

保険証廃止は、国民の医療を受ける権利を人質にしたマイナカード取得の事実上の強制であり、明らかに違法です。また無条件に保険証を交付する責任を明確にしている健康保険法にも反しています。現行の保険証で誰も困っていないし、何も問題も起こっておりません。逆に、カードと一体化したことでトラブルが続発し、多くの人が困り、不安を広げているのが実態であり、廃止する理由は何もないことから、保険証廃止に反対し中止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月22日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

デジタル担当大臣 河野 太郎 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

井上議員。

○４番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、保険証廃止に反対し中止を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

マイナンバーカードは、本人証明が明らかにされることができる唯一の証明であります。現行の保険証は保険証自体に顔写真がなく、本人確認できるすべがないものであり、本人以外の人を利用したり悪用されても、そのことが重要な事件などが引き起こされたときのみ問題になるという点では、まさに氷山の一角でしかない状態であります。そのため、過去の不正利用の金額が一体どれくらいあるのかさえ分からない状態では、今後の保険制度に重大な悪影響を及ぼす結果となり、保険料を支払っている人が損失を被ることとなり、健全な制度とは言えないものとなります。

健康保険証とマイナンバーカードとの一体化への移行時において、一時トラブルが生じたとしても、訂正さえすれば二重の暗証番号使用により、また行政システムに加えられることにより安全性が確保される点では、民間での個人情報保護の観点から鑑みても安全性が担保されることとなります。

マイナンバーの申請率は、現在、国民全体の８４％で、これも強制ではなく任意であり、また申請されていない人は現行の資格確認書を発行されるとしておられますので、問題はないと思われます。

私的といたしましては、この資格確認書においても本人確認のため顔写真をつけることを義務づけられることを望み、反対討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほかにございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

５番、岡本議員。

○ 5 番（岡本正意君）

私は、発議第 4 号 保険証廃止に反対し中止を求める意見書について賛成討論を行います。

第 1 に、「保険証を廃止するな」の声は、国民多数の願いであることです。

この間、行われた共同通信社の世論調査では、「延期、撤回」を求めた人が 72.1% に上り、他社の調査でも廃止反対が賛成を大きく上回るなど、国民多数が廃止を求めていることは明らかです。

第 2 に、今後も誤登録などのトラブルが起きる危険性が否めず、命と健康を脅かす可能性があることです。

意見書でも指摘しているように、別人の医療情報が登録されていたケースが既に発生し、一步間違えれば命に関わる事故につながりかねない事態が起こっております。健康保険の医療資格は就職や退職などライフステージの変更のたびに変わり、そのたびに新たな資格情報とマイナンバーをひもづける必要があります、しかも属性や規則性のないマイナンバーの 12 桁の数字の羅列と特定の人の資格情報を間違いなく結びつけることは至難の業と言われており、そもそもトラブルが起きやすいシステムと言えます。

第 3 に、無保険者や無保険状態を生み出し、国民皆保険を崩壊させる危険があることです。

この間、全国保険医団体連合会（保団連）が実施した調査で、システム不具合などで「無保険扱い」となり、医療費 10 割の請求例が少なくとも 1,291 件に上ったことが明らかになりました。無保険扱いになるケースの要因はシステム不具合のほか、機器の故障やカードの保健情報の反映遅れなどもありますが、いずれもあってはならないトラブルが多発しています。

現在はトラブルが起きた場合の本人確認の多くは紙の保険証で行われていますが、保険証がなくなれば確認できなくなり「無保険状態」を生み出すことになります。さ

らには、カードを持たない人には申請による「資格確認書」を1年単位で発行していますが、様々な理由による未申請が起これば、たちまち無保険となり、窓口10割負担となります。

これまで保険証は保険者が責任を持って発行し、被保険者に交付してきたものであり、それは国民の医療を受ける権利に基づくものだからです。保険証の廃止は、国民の医療を受ける権利を侵害し、国民皆保険そのものを崩壊させる危険があり、到底許されないことです。

第4に、高齢者や障害者などへの対応も大変ずさんであることです。

障害や病気のため自分で手続きが困難な人が申請する場合での対応が極めて難しい状況にあるとともに、要介護高齢者も置き去りにされています。

特別養護老人ホームなどの施設の多くは、これまで保険証を本人や家族の了解の下、管理者が預かり、受診が必要な際に使用されてきました。仮に保険証が廃止された場合、管理者がマイナカードを保管し、暗証番号の管理の責任も負わされることになり、カードの紛失や情報流出など処罰を伴う重い負担にもなりかねません。

以上のことから、保険証廃止は様々な問題や負担はあれどメリットは何一つなく、政府は、この間のトラブルを受けて最低でも一度立ち止まり、原因の解明、検証を行うとともに、保険証廃止を撤回し中止すべきです。それが一番確実であり、今後トラブルを起こさない何よりの対策ではないでしょうか。

提案理由でも述べたように、保険証は私たちの命と健康を守るためのものです。この保険証を人質に取り、カードを強制的に持たせようとする政府の無理なやり方自身がこの間のトラブルを起こす一番の原因であり、保険証廃止をきっぱり中止することを強く求め、賛成討論いたします。

○議長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第４号 保険証廃止に反対し中止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第４号 保険証廃止に反対し中止を求める意見書は、否決されました。

日程第７、発議第５号 少子化対策の抜本的強化、充実を求める意見書を議題いたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

５番、岡本議員。

○５番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。発議第５号 少子化対策の抜本的強化、充実を求める意についての提案理由を申し上げます。

子どもを望む人が安心して子どもを産み、育てられる社会をつくることは、少子化の進行が顕著な本町にとっても極めて重要なテーマであり、希望することです。その意味からも、この間、岸田政権が「異次元の少子化対策」を打ち出したことに私も少しは期待を抱いた一人ではありましたが、この間、政府が閣議決定した「子ども未来戦略方針」は、その期待を見事に裏切る内容と言わざるを得ませんでしたし、しかも具体的な財源も年末まで先送りにされています。これでは到底希望が見えません。せっかく政治課題として浮上した少子化対策を、「異次元」という飾り言葉だけにせず、本気の取組にさせていくことは本町の行く末に関わる問題と考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第５号

少子化対策の抜本的強化、充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和5年6月22日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

少子化対策の抜本的強化、充実を求める意見書

政府が掲げる「異次元の少子化対策」を具体化する「子ども未来戦略方針」の素案が6月1日に発表され、「将来に希望を持てる社会になれば少子化は止まらない」と指摘していますが、素案は「希望を持てる社会」とは程遠い内容と言わざるを得ません。

政府は「子育て予算倍増」を掲げ、今後3年間の予算規模を年間約3.5兆円としますが、肝心の財源確保策は先送りした上、予算倍増の実現時期は「2030年代初頭」と曖昧です。財源をめぐる論議も、「新たな税負担は考えない」と、本来メスを入れるべき大企業や富裕層の優遇税制にも手をつけないとともに、「5年間で43兆円」という莫大な防衛予算増額方針が足かせになり、対策強化の初歩でしかない児童手当の拡充の財源さえ明示できずにいます。

財源だけでなく対策の中身も「異次元」には程遠く、とても「希望が持てる」ものではありません。少子化対策で最も強い要望である大学等の学費無償化など「高等教育費の負担軽減」は出世払い程度で、重い学費や奨学金返済問題も変わらず、学校給食費無償化も実態調査の実施時期すら不明です。不安定雇用の改善や生活できる賃金など働く環境の改善方向もなく、戦後一度も改定されていない保育士配置基準の改善もありません。これでは到底、安心して子どもを産み育てられる社会にはなり得ず、さらに少子化を加速させかねません。

本町では既に18歳までの医療費、学校給食費や修学旅行費、保育料の無償化、ゼロ歳児保育の実施、新生児への給付金などを実施し、子育て安心のまちづくりに早く

から尽力してきました。ゆえに、政府が少子化対策の強化を掲げる事には期待も大きいですが、現状程度の内容では甚だ不十分です。同時に、本町の基幹産業である茶業をはじめ農林業の振興や、公共交通の充実、住宅の確保や水道等の生活インフラの維持など、農村地域での生活や生業を支える施策も抜本的な強化が求められます。

政府においては、少子化や人口減少に悩み、苦闘する本町のような農山村地域こそ希望が持てるよう、責任を持って少子化対策の抜本的な強化、充実に取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月22日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

文部科学大臣 永岡 桂子 様

農林水産大臣 野村 哲郎 様

子ども政策
少子化対策担当大臣 小倉 将信 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

5番、岡本議員。

○5番（岡本正意君）

賛成です。

発議第5号についての賛成討論を行います。

意見書の冒頭で紹介している政府の「子ども未来戦略方針」が「将来に希望を持てる社会にならないければ少子化は止まらない」という指摘そのものは大変的を得ている言葉です。問題は、その中身が、「希望を持てる社会」につながるものになっていないことです。

政府の国際調査で、日本は国民の過半数が「自分の国は子どもを産み、育てやすい国だと思わない」と答えた、ただ一つの国です。その理由は、「教育費が高過ぎること」、「雇用が不安定なこと」「子どもを産み育てることに対する社会の理解がないこと」などとなっていて、課題は明確です。そうであるなら、この課題に正面から取り組むことが、異次元かどうかは別にしても、少子化対策に位置づけられなければなりません。ところが、「子ども未来戦略方針」は、この課題にことごとく背を向けています。

子育てに係る経済的負担の軽減で唯一具体的になっているのは児童手当の拡充だけで、一番求められている「教育費の軽減・無償化」、特に大学や専門学校など高等教育の無償化や軽減、奨学金制度の拡充には全く触れていません。ようやく話題になり、自治体レベルでは当たり前になってきている給食費無償化さえ実施の展望がありません。子どもを持つどころか、結婚の障害にもなっている不安定雇用による低収入、生活の不安定の改善についても、そもそも不安定雇用を広げてきた非正規雇用政策への反省すらなく、正規雇用への転換を図る方針もありません。

本町のような農業を主産業とする地域では、再生産を保障し、安定した農業経営を展望できる方策が求められますが、この間の肥料代等の高騰への支援も含め、希望が持てる施策が見えません。これでは、地方の農山村地域の少子化や若い世代の流出、人口減少は進むばかりではないでしょうか。「異次元」とは言葉ばかりで、中身はあまりにお粗末であるにもかかわらず、それでも財源も示せないばかりか、「予算倍増」

の時期も「2030年代初頭」と曖昧かつあまりにのんびりしていて、「5年で43兆円倍増する」としている防衛予算の扱いとあまりに違いすぎます。意見書でも指摘しているように、5年で43兆円という途方もない軍拡方針が明らかに足かせとなっており、「異次元のお粗末さ」の原因となっています。

財源問題では、軍拡方針とともに莫大な利益を上げ、莫大なため込みを蓄積している大企業や富裕層の優遇税制是正や適正な課税に踏み込まない姿勢も大きな限界をつくっています。その中で、結局は庶民や高齢者への負担増で賄う姿勢を強めています。

例えば、高校生まで児童手当を拡充する代わりに高校生のいる世帯の扶養控除を廃止する動きや支援金として社会保険料に上乗せすること、そして新たな増税はしないという一方で、高齢者の介護や医療の負担増や給付削減をさらに進めることなどが検討されています。このような社会保障予算の枠内での予算の奪い合い、横流しのやり方では早晚行き詰まり、破綻するのは明らかです。

子どもを生むかどうかは個人の生き方や選択の問題です。しかし、進行している少子化の根本原因は、冒頭で指摘したように、日本が「現在にも将来にも希望が持てる社会になっていない」ことにあり、そんな社会で子どもを産みたくない、育てられない、子どもが可哀そうという思いが強いからです。

そして、今、抱きつつある一番の不安は戦争への不安です。日本が戦後、人口を増やし、それを支える経済的な土台を発展させてこられたのは、平和憲法の下で戦争の不安や戦争で死ぬ心配がない社会をつくってきたからです。しかし、今、政府が進めている5年で43兆円、防衛予算倍増の大軍拡、敵基地攻撃能力の保有による大量のミサイル保有や配備の動き、ウクライナ侵略を口実にした兵器輸出や供与の強化の動きなどは明らかに戦争準備であり、戦争の危険を広げております。そんなきな臭い社会では子どもを産み育てる意欲も希望も湧いてまいりません。平和であってこそ、平和に生きられる展望と安心があってこそ「希望が持てる社会」につながることを最後に申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第５号 少子化対策の抜本的強化、充実を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第５号 少子化対策の抜本的強化、充実を求める意見書は否決されました。

日程第８、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第９、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

第2回の定例議会が閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきますと思います。

本議会に提案をさせていただきました全議案につきまして、ご承認、またご同意いただきまして本当にありがとうございます。

今回も議員の皆さんからいろいろご意見等も、また活発な討議もさせていただきました。そうした内容を真摯に受け止めさせていただきながら、今後の行政にも反映をさせていただきたいと、このように思っております。

これからもまちづくりに議員の皆さん方の一層のご理解とご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単でございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

これを持ちまして、令和5年和束町議会第2回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後0時02分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 小 西 啓

会議録署名議員 村 山 一 彦